

岩手県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年7月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
木澤歯科医院	下閉伊郡山田町川向町18番9号	平成23年8月31日
吉田歯科医院	陸前高田市高田町字砂畑71番地6	平成24年4月8日